

○居宅訪問型児童発達支援給付費

基本部分		注 専門職員が 支援を行う場 合	注 児童発達支 援管理責任 者の員数が 基準に満た ない場合(1日 につき)	注 通所支援計 画が作成され ない場合	注 身体拘束廃 止未実施減 算	注 特別地域加 算
居宅訪問型児童発達支援給付費	(1,035単位)	+679単位	減算が適用される月から4月目まで $\times 70/100$ 5月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	減算が適用される月から2月目まで $\times 70/100$ 3月以上連続して減算の場合 $\times 50/100$	利用者全員について、1日につき5単位を減算	+15/100
通所施設移行支援加算 (1回を限度として、500単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位 $\times 81/1,000$)	注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位 $\times 59/1,000$)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位 $\times 33/1,000$)					
福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき 所定単位 $\times 11/1,000$)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計				
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位 $\times 20/1,000$)		注 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計				